

熱海市浄水管理センター等運転管理業務委託
(令和 8 年度～令和 9 年度)

特記仕様書

目 次

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (施設設計概要)
- 第 3 条 (業務実施計画書の要領)
- 第 4 条 (業務実施計画書等)
- 第 5 条 (業務範囲)
- 第 6 条 (修繕)
- 第 7 条 (補修及び補修塗装)
- 第 8 条 (調整及び交換)
- 第 9 条 (業務検査)
- 第10条 (運転監視業務)
- 第11条 (日常・巡視点検)
- 第12条 (保守点検業務)
- 第13条 (水質分析業務)
- 第14条 (環境整備業務)
- 第15条 (ユーティリティ調達業務)
- 第16条 (汚泥処理及び汚泥搬出等の補助業務)
- 第17条 (その他業務)
- 第18条 (遵守すべき要求水準)
- 第19条 (個人情報の取扱い)
- 第20条 (経費の負担)
- 第21条 (業務報告)

(目的)

第1条 本特記仕様書は、熱海市浄水管理センター、伊豆山浜中継ポンプ場、南熱海中継ポンプ場、南熱海幹線中継施設、南熱海幹線管路トンネル、泉地区採水5箇所及び寺山マンホールポンプ、梅園マンホールポンプの包括的民間委託業務について、特に必要な事項を定めるものとする。

(施設設計概要)

第2条 浄水管理センター等の施設設計概要は、次に掲げるとおりとする。

(1) 热海市浄水管理センター

- ① 位 置 : 热海市和田浜南町 1694-29
- ② 流入方式 : 分流式
- ③ 処理方式 : 標準活性汚泥法 (昭和 60 年 7 月供用開始)
- ④ 現有処理能力 : 日最大 45,000m³ / 日
- ⑤ 想定流量 : 各年度の想定流量は以下の通りとする。

年度	日平均処理水量 (m ³ / 日)	日最大処理水量 (m ³ / 日)	年間処理水量 (m ³ / 年)
令和 8 年度	17,700	43,700	6,460,500
令和 9 年度	17,700	43,700	6,460,500

⑥ 汚泥処理方式

- 濃縮方式 : 重力濃縮
- 脱水方式 : ベルトプレス (BP)、ロータリープレス (RP)
及びトルネードプレス (TP)
- 添加薬剤 : 高分子凝集剤、汚泥消臭剤
- 処理能力及び
設置台数 : 240 k g · DS / 台、時 (BP) × 2 台
600 k g · DS / 台、時 (RP) × 1 台
258 k g · DS / 台、時 (TP) × 1 台

⑦ 放流先

- : 相模灘

⑧ 保有施設

設備名称	設備 内 容
水処理	沈砂池設備、主ポンプ設備、水処理設備、送風機設備、水処理電気設備(受変電・監視計装設備含む)
汚泥処理	汚泥濃縮タンク設備、汚泥脱水設備 汚泥処理電気設備(監視計装設備含む)
その他	建築設備(建築機械、建築電気設備を含む) 脱臭設備 ※し尿受入投入設備(受入口、受入タンク、移送ポンプ、配管類、計測設備、監視盤等)

※し尿の受入投入設備に係る運転、維持管理業務については本業務の対象外とする。

(2) 伊豆山浜中継ポンプ場

- ① 位置 : 熱海市伊豆山 586-1
- ② 敷地面積 : 887 m²
- ③ 建築構造 : 鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階
- ④ 延床面積 : 521 m²
- ⑤ 圧送水量 : 4,604 m³/日
- ⑥ 実績流量 : 約390 m³/日 (令和4年度～令和6年度 3年平均)
- ⑦ 供用開始 : 平成15年6月
- ⑧ 主要機器

設備名称	設備内容
建築付帯設備	電灯設備、自動火災報知設備、給排水設備、換気設備
汚水ポンプ設備等	流入ゲート、細目スクリーン、沈砂池用機器、汚水ポンプ、ポンプ井攪拌機
脱臭設備	脱臭ファン、活性炭脱臭塔
用水設備	自動給水装置、雑用水貯留槽
電気設備	受変電設備、汎用UPS、自家発電設備、コントロールセンター
監視、計装設備	遠方監視装置、水位計、流量計

(3) 南熱海中継ポンプ場

- ① 位置 : 熱海市上多賀 134-5
- ② 敷地面積 : 2,220 m²
- ③ 建築構造 : 鉄筋コンクリート造 地上1階 地下2階
- ④ 延床面積 : 924 m²
- ⑤ 圧送水量 : 4,216 m³/日
- ⑥ 実績流量 : 約550 m³/日 (令和4年度～令和6年度 3年平均)
- ⑦ 供用開始 : 平成15年12月
- ⑧ 主要機器

設備名称	設備内容
建築付帯設備	電灯設備、自動火災報知設備、給排水設備、換気設備
汚水ポンプ設備等	流入ゲート、細目スクリーン、沈砂池用機器、汚水ポンプ、ポンプ井攪拌機
脱臭設備	脱臭ファン、活性炭脱臭塔
電気設備	受変電設備、汎用UPS、VVVF装置、コントロールセンター
監視、計装設備	遠方監視装置、水位計、流量計

(4) 南熱海幹線中継施設

- ① 位置 : 热海市上多賀 954-73
- ② 敷地面積 : 59.5 m²
- ③ 建築構造 : 鉄筋コンクリート造 地上 1 階 地下 1 階
- ④ 延床面積 : 31 m²
- ⑤ 供用開始 : 平成 15 年 12 月
- ⑥ 主要機器

設備名称	設備 内容
建築電気設備	電灯設備、換気設備
脱臭設備	脱臭ファン、活性炭脱臭塔
電気設備	低圧受電設備、低圧動力設備、非常通報装置

(5) 南熱海幹線管路トンネル

- ① 位置 : 热海市上多賀字白石地内より和田浜南町地内
- ② 延長 : 3,007m
- ③ 内径 : φ 2,200mm
- ④ 布設管渠 : φ 450mm 1 条
- ⑤ 供用開始 : 平成 15 年 12 月
- ⑥ 主要機器

設備名称	設備 内容
建築付帯設備	電灯設備、換気設備
管渠設備	口径 φ 450mm 1 条

(6) 寺山マンホールポンプ

- ① 位置 : 热海市青葉町地内
- ② 主要機器

設備名称	設備 内容
電気設備	低圧動力設備
ポンプ設備	φ 1200 マンホール 水中ポンプ 2 台 0.5 m ³ /min

(7) 梅園マンホールポンプ【令和 9 年度より供用開始】

- ① 位置 : 热海市梅園町地内
- ② 主要機器

設備名称	設備 内容
電気設備	低圧動力設備
ポンプ設備	φ 1200 マンホール 水中ポンプ 2 台 1.493 m ³ /min

本施設は、令和 9 年度より供用開始するものである。

令和 8 年度業務では、ポンプの固着防止運転を定期的に行うものとし、運転頻度の設定および令和 9 年度業務内容については、別途委託者受託者協議の上決定するものとする。

(業務実施計画書の要領)

第3条 一般仕様書第23条に示す「業務実施計画書」の作成要領は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務実施計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4又はA3用紙とする。
- 2 業務実施計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 「業務概要に関すること」は、業務適用範囲、施設の概要、主要設備概要、リスク分担等について、記載するものとする。
 - (2) 「業務履行の基本方針に関すること」については、下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における基本方針、業務毎の方針及びその概要等について、委託業務に対する姿勢が把握できるよう記載するものとする。
 - (3) 「履行体制に関すること」は、運転管理業務を遂行する上で必要な体制について、一般仕様書第15条に示す業務代理人の下で、一般仕様書第16条に示すそれぞれ選任した者の業務分担と配置体制、従事者体制、自社としての業務支援体制等を把握できるよう記載するものとする。
 - (4) 「運転管理計画に関すること」は、安全で安定的に流入水を処理するための運転計画、監視項目、管理指標や各施設、設備の安定的かつ効率的な運転方法等について、把握できるよう記載するものとする。
 - (5) 「保守点検計画に関すること」は、施設設備の特徴を踏まえ、設備機器の機能を適正に発揮させるとともに、突発的な故障を防止し、かつ効率的な保守点検を行うための点検内容、点検周期及び測定、調整等を点検計画、点検基準等にて、把握できるよう記載するものとする。
 - (6) 「水質分析計画に関すること」は、水質、汚泥等の分析について、分析項目、頻度、分析方法等について、把握できるよう記載するものとする。
 - (7) 「環境整備計画に関すること」は、施設等の適正な管理を行うために必要な、実施範囲、内容、頻度、及び実施要領等について、把握できるよう記載するものとする。
 - (8) 「修繕計画に関すること」は、故障発生時の対応方法、修繕費用の低減方法等について、把握できるよう記載するものとする。
 - (9) 「ユーティリティ調達計画に関すること」は、薬品、備消耗品の安定的な調達管理を行うために必要な調達方法、管理方法等について、把握できるよう記載するものとする。
 - (10) 「その他の業務に関すること」は、再委託する場合の実施要領等について、把握できるよう記載するものとする。
 - (11) 「緊急時の対応計画に関すること」は、施設に事故が発生した場合又はその他緊急の場合の対応手順、緊急体制について、把握できるよう記載するものとする。
特に、地震発生時、大雨時、受電停電発生時、火災発生時、悪質排水流入時毎の対応について、把握できるよう記載するものとする。
 - (12) 「エネルギー管理・地球環境への配慮に関すること」は、環境への負荷低減、循環型社会への貢献、地球温暖化抑制などに関する考え方、対応等について、把

握できるよう記載するものとする。

- (13) 「見学者への対応に関するこ」は、当市における下水道の役割と重要性をより多くの見学者に伝えるための考え方や見学者の安全を確保するための考え方等について、把握できるよう記載するものとする。
- (14) 「安全衛生管理に関するこ」は、事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、把握できるよう記載するものとする。
- (15) 「契約期間満了時の引き継ぎに関するこ」は、具体的な引き継ぎの方法について記載するものとする。

(業務実施計画書等)

第4条 一般仕様書第31条に定める月間業務実施計画書、月間業務完了報告書、年間業務完了報告書、契約業務完了報告書に記載する内容等は次に掲げるとおりとし、できるだけ簡潔に記載するとともに、統一的にまとめ、必要に応じて資料等を添付するものとする。

- (1) 月間業務実施計画書の記載事項は、次に掲げるとおりとし各業務別に列記すること。
 - ① 対象業務名称
 - ② 年月度の記載
 - ③ 業務実施計画書に基づいて、当該月に計画した事項及び内容
 - ④ その他必要な事項
- (2) 月間業務完了報告書は、月間業務実施計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。
 - ① 月間業務実施計画書で記載した事項のほか、日毎に計画した事項と実績及び内容
 - ② その他必要な事項

ただし、委託者が省略を認めた書類については除くものとする。
- (3) 年間業務完了報告書は、次に掲げるとおりとし各業務別に列記すること。
 - ① 対象業務名称
 - ② 年度の記載
 - ③ 業務実施計画書に基づいて、当該年度に計画した事項及び内容
 - ④ その他必要な事項

ただし、委託者が省略を認めた書類については除くものとする。
- (4) 契約業務完了報告書は、最終年度における年間業務完了報告書をもって、これに代えるものとする。

ただし、委託者が省略を認めた書類については除くものとする。

(業務範囲)

第5条 一般仕様書第4条に定める業務は次に掲げるとおりとする。また、対象施設及び設備・装置及び機器等の詳細は別紙7に示すとおりとする。

- (1) 対象施設

番号	施設名称	施設の位置	概要
①	熱海市浄水管理センター	熱海市和田浜南町 1694-29	下水道用地を含む
②	伊豆山浜中継ポンプ場	熱海市伊豆山 586-1 (浄水管理センターより約 4.0km)	
③	南熱海中継ポンプ場	熱海市上多賀 134-5 (浄水管理センターより約 5.4km)	
④	南熱海幹線中継施設	熱海市上多賀字白石地内 (浄水管理センターより約 4.9km)	
⑤	南熱海幹線管路トンネル	熱海市上多賀字白石地内より 和田浜南町地内	浄水管理センター 着水井まで
⑥	寺山マンホールポンプ	熱海市青葉町地内	緊急対応 (仮設)、 定期点検
⑦	梅園マンホールポンプ	熱海市梅園町地内	令和 9 年度供用開始 業務内容は別途協議
⑧	熱海市泉地区採水 5 箇所	(浄水管理センターより約 8.0km)	泉地区の採水及び分 析

(2) 委託業務の範囲

① 運転管理業務

- ア 浄水管理センター等の設備機器の運転、日常・巡視点検
- イ 浄水管理センター等の設備機器の監視及び記録
- ウ 浄水管理センター等の水質測定及び脱水機運転時の汚泥測定及び記録
- エ その他契約業務上必要な諸作業

② 保守点検業務

- ア 浄水管理センター等の各施設に設置された設備機器の日常、定期点検及び調整・交換、測定等の業務
- イ 委託者が実施する法定点検の立会い (地下タンク漏洩機密検査等)
- ウ 浄水管理センター等施設に設置された設備機器の補修及び補修塗装
- エ ア～ウの結果の記録及び報告書作成と提出

③ 水質分析業務

- ア 浄水管理センター等の管理運転上必要となる日常及び定期的な水質分析、汚泥分析

- イ 異常時における水質分析
- ウ 分析結果の記録及び報告書作成

④ 環境整備業務

- ア 浄水管理センター等の施設の清掃及び整理・整頓並びに場内の除草、剪定等
- イ 環境整備の記録及び報告書作成
- ウ 中継ポンプ場等の臭気測定の記録及び報告書作成

- ⑤ 修繕業務
1 件当たり 200 万円以下（消費税及び地方消費税を含まない）の修繕業務
 - ⑥ ユーティリティ調達業務
 - ア 净水管理センター等で使用する電気、薬品、燃料、光热水及び設備機器等の潤滑油脂類・消耗品等の調達並びに管理
 - イ ユーティリティ調達の記録及び報告書作成
 - ⑦ 見学者への対応業務
 - ア 委託者の要請による施設見学者への案内、説明
 - イ 見学者数に応じ、安全確保に要する適切な従事者の配置
 - ウ 見学通路の安全の確保、危険個所の立ち入り禁止区域の表示、施錠の監理等による事故の防止
 - ⑧ 設備管理台帳管理業務
設備台帳の管理は実績に基づき、機器の故障、補修等の記録を行い、設備管理台帳を作成し、委託者に提出するものとする。
 - ⑨ 緊急時の対応
 - ⑩ 期間満了時の引き継ぎ
 - ⑪ その他の業務
業務の詳細については第 17 条に記載のとおりとする。
- (3) 沈砂・し渣・脱水ケーキの処分業務の範囲
- ① 発生した脱水ケーキの処分については、委託者が契約する運搬業者への引き渡しまでとする。
 - ② 热海市净水管理センター、伊豆山浜中継ポンプ場、南热海中継ポンプ場で発生した沈砂、し渣の処分については、委託者が契約する運搬業者への引き渡しまでとする。
 - ③ 净水管理センター等で発生した廃棄物と、受託者の受託業務で発生した廃棄物とは区別して管理し、排出者として適正に処分すること。

(修繕)

- 第 6 条 一般仕様書第 25 条に規定する修繕とは、各種設備点検によって発見した不良個所若しくは、故障の発生した破損個所について、改築、更新、改良以外の定常状態に復帰させるために、補修では実施不可能な対象施設の一部の取り換え及び分解整備等を行うことをいう。なお、改築、更新、改良の用語の定義は、次の各号のとおりとする。
- (1) 改築とは、排水地区の拡張等に起因しない対象施設の全部又は一部（修繕に該当するものは除く）の、資本的支出を伴う再建設あるいは取り替えをいう。
 - (2) 更新とは、改築のうち、「標準耐用年数」に達した対象施設の、資本的支出を伴う再建設あるいは取り替えをいう。
 - (3) 改良とは改築のうち、「標準耐用年数」に達していない対象施設の、資本的支出を伴う再建設あるいは取り替えをいう。
 - (4) 各号に規定する「対象施設」とは、一体として取り替える場合、他の施設や設備に影響を及ぼさない一個又は一連の設備の集合で、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水事業課長通知「下水道施設の改築について」（国水下事第 7 号 平

成 25 年 5 月 16 日) 別表に記載された標準耐用年数表に示す小分類以上の単位をいう。

(補修及び補修塗装)

第 7 条 一般仕様書第 27 条に規定する補修とは、各種設備点検によって発見した不良個所若しくは、故障の発生した破損個所について、特殊工具又は専門的な技術を必要としない、現場で修復可能な分解、調整及び消耗品の交換を行うことをいう。

2 塗装とは、さび、腐食等による剥離、錆防止等、設備機器の機能を維持するために行う局部的な塗装で、組足場等を必要としないものをいう。

(調整及び交換)

第 8 条 一般仕様書第 28 条に規定する調整及び交換の範囲及び対象機器については、次に掲げるものとする。

- (1) 調整及び交換とは、別紙 5 に示す部品又は消耗品の交換及び調整をいう。
- (2) 対象機器とは、別紙 7 の設備機器をいう。
- (3) 調整及び交換を行った場合は、その結果を記載した報告書を提出すること。

(業務検査)

第 9 条 委託者は、一般仕様書第 32 条に規定する検査は、次項に記載する方法により行うものとする。

- 2 当該月、当該年度及び契約業務完了検査は以下のとおり行うものとする。
 - (1) 各検査は委託期間の最終月における当該月の検査及び当該年度の検査は、契約業務完了に伴う検査と併せて行うことができるものとする。
 - (2) 受託者は業務検査を受けるときは、当該月にあっては一般仕様書第 31 条第 2 項の書類を、当該年度の終了時にあっては同第 31 条第 4 項の書類を、契約業務完了にあっては同第 31 条第 5 項の書類を準備しなければならない。
 - (3) 受託者は業務検査を受けるときは、当該月の場合は 10 日前まで、当該年度及び契約業務完了の場合は 14 日前までに、それぞれ委託者に通知しなければならない。
- 3 前項の検査は、次に記載する方法により行うものとする。
 - (1) 当該月における検査は、一般仕様書第 31 条の業務実施計画と同第 31 条第 2 項(1)及び(2)について照合・確認を行い、同第 31 条第 1 項(1)から(7)について同第 31 条第 2 項(1)及び(2)を満たし不履行がないこと、及び同第 31 条第 2 項(3) (同第 31 条第 3 項(1)から(7)を含む) の書類が完備していることをもって合格とする。
なお、同第 31 条第 2 項から第 3 項の業務書類により確認できないものがある場合は、現場確認を合わせて行うものとする。
 - (2) 当該年度における検査は、一般仕様書第 31 条第 4 項(1)から(9)についてその内容及び書類について照合・確認を行い、同第 31 条第 4 項(1)から(9)の全てを満たしていることをもって合格とする。同第 31 条第 4 項(1)から(9)により確認できないものがある場合は、現場確認を合わせて行うものとする。
 - (3) 契約業務完了における検査は、一般仕様書第 31 条第 5 項(1)、(2)についてその内容及び書類について照合・確認を行い、同第 31 条第 5 項(1)、(2)の全てを

満たしていること、及び委託期間中の全ての検査に合格していることをもって合格とする。なお、同第31条第5項(1)、(2)により確認できないものがある場合は、現場確認等の方法により行うものとする。

- 4 前項(1)及び(2)の検査に合格したときは、受託者は成果物を委託者に引き渡すものとする。
- 5 前第3項に規定する検査方法のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができるものとする。
- 6 各業務検査は、受託者が立ち会いのもと行うものとする。
- 7 第2項に規定する検査に要する経費は、委託者及び受託者がそれぞれを負担するものとする。

(運転監視業務)

第10条 一般仕様書第4条第1号に規定する運転監視業務の対象は、特記仕様書第5条に掲げる設備とし、詳細は別紙7のとおりとする。

- 2 運転管理は中央監視室及び両中継ポンプ場にて運転制御を行い、機器運転状態、水量、水質を常時監視し適切な操作、設定、調節を行うものとする。
ただし、他の方法を採用することで運転操作監視業務が十分に行えることを委託者が認め、承認した場合に限り、他の方法による体制を採用することができるものとする。
- 3 受託者は次表に掲げる資料を作成し、提出するものとする。

資料名	資料作成内容
日報記録	1. 水質、水量、電気計測値を所定時毎に積算、演算し記録する。 2. 主要機器動作記録、故障記録 3. 日集計記録
月報記録	1. 当月1日からの累計値を毎日最終時に日合計値とともに記録する。 2. 月集計記録。
報告書類 技術資料	1. 日報、月報、年報の記録データをまとめること。 ①水質の変化の状況 ②水質と水量との相関 ③流入汚水量の状況 ④電力、薬品の使用量等必要とするデータを資料化する。

(日常・巡視点検)

第11条 一般仕様書第40条に規定する日常・巡視点検は、以下の事項を踏まえて定めるものとする。

- (1) 日常・巡視点検は、その性質上運転操作の一環として行い、原則として運転状態を継続しながら計器類又は、人間の五感によりその状況における設備機器の異常の有無を確認できる点検とすること、
- (2) 点検内容については、自らの経験及び知識により定めた点検基準、点検要領に基づいて行うこと。

(保守点検業務)

第12条 一般仕様書第41条に規定する保守点検対象機器は、別紙7に示す機器・装置について、設備、装置及び機器等の性能・機能等が保持されるよう点検するものとする。

2 別紙10に示す機器の点検項目を参照するとともに、設備機器の重要度、故障発生頻度及び設置環境等を考慮し、自らの経験及び知識により点検要領、点検基準を定めるものとする。

3 保守点検の実施は、以下のとおりとすること。

- (1) 点検は、一定の周期を定め計画的に行い、施設保全の主体をなすことができるようすること
- (2) 設備機器の性能及び機能の確認について、日常運転状態では点検できない内容について行うものとし、必要に応じて計測器等を用いて性能又は機能を確認するとともに、予防診断により適切な早期対応や故障防止が図れるようにすること。
また、異常があるときは速やかに原因の調査・測定等を行うこと。
- (3) 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全に行うこと。
- (4) 資格を要する点検等では有資格者を配置して行うこと。
- (5) 危険な場所の作業は、必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

(水質分析業務)

第13条 一般仕様書第42条に規定する水質分析は次に掲げるとおりとする。なお、採水場所については、別途協議して定めるものとする。

(1) MLSS、DO等の水質測定、ケーキ含水率等は運転業務に含むものとし、水質分析としては取り扱わないものとする。

(2) 分析項目、分析頻度等は、別紙8に示すとおりとする。

(3) 分析の実施は、以下のとおりとする。

① 分析方法は、下水道法、水質汚濁防止法等の関係法令や下水試験方法、JIS規格等に基づいて行うこと。

② 定期的な水質試験、及び汚泥試験は、定期に定めた場所より採水して行うこと。

③ 水質分析に使用する薬品等については、在庫及び管理を適切に行うこと。

2 水質管理は常に水質を監視して、処理機能を良好に発揮させることにより、放流水質を基準値以下にするものとする。

水質測定、計測器の管理、採水、水質分析については、別紙8「水質分析項目及び頻度」によるものとする。

(環境整備業務)

第14条 一般仕様書第43条に規定する環境整備業務は、清掃業務、樹木等管理業務、臭気測定業務、浄水管理センター等で発生した一般廃棄物の処分とする。

(1) 清掃業務、樹木等管理業務の対象範囲及び頻度等は、別紙12及び別紙16に示すとおりとする。

(2) 臭気測定業務は、熱海市浄水管理センター、伊豆山浜中継ポンプ場、南熱海中継ポンプ場及び南熱海幹線中継施設の活性炭吸着塔入口、出口、及び南熱海幹線

中継施設の換気扇排気口の硫化水素濃度測定とする。ただし、本委託対象施設の周辺住民により異臭による苦情があった場合は、施設内外の臭気測定を行うものとする。

- (3) 環境整備の実施については、以下のとおりとする。
 - ① 清掃は場所及び床材質を考慮して適切な清掃器具を使用して行うこと。
 - ② 受託者は、委託者の業務及び第三者に対し、支障のないように注意すること。
 - ③ 清掃器具等の使用で委託者の備品、物品等に損傷を与えないこと。
- (4) 屋外清掃作業は、原則月1回行うこととし、その他は受託者が自ら定めた計画に基づいて行うこと。また、必要があれば受託者の判断により、都度行なうものとする。
 - ① 建物周辺の清掃、除草
 - ② 通路の清掃
 - ③ 花壇、植木等の手入れ、散水
 - ④ 薬剤（殺虫剤等）散布

(ユーティリティ調達業務)

第15条 一般仕様書第44条に規定するユーティリティ調達業務は、次に示すとおりとする。

- (1) ユーティリティ調達は、保管・取扱等に十分注意し、適正な管理を行うこと。
- (2) 種類、使用量、残量等を的確に把握するため、定期的に調査を行うこと。
- (3) 保管期間により品質が変化又は不良となるもの及び使用頻度の多いものについては、納期を十分考慮し、調達すること。
- (4) 使用頻度、保管スペース等から適正な在庫量の確保ができるよう管理すること。
- (5) 受託者が調達する物品については、契約開始日から1ヶ月以内にその在庫量を調査、確認し、物品それぞれの在庫量がどれだけあるかについて、委託者と受託者の間で合意を得るものとする。
- (6) 受託者は、契約終了時に(5)で合意を得た在庫量と同等の量を在庫として揃えなければならない。

(汚泥処理及び汚泥搬出等の補助業務)

第16条 凈水管理センター等で発生する脱水汚泥の搬出等の事務代行業務を適正に行うものとする。

- 2 汚泥搬出は、原則として計画書に基づき行うものとする。
- 3 汚泥搬出計画は、あらかじめ監督員と協議して立案し、承諾を得るものとする。
- 4 汚泥搬出計画は、年次の搬出量・回数の計画のほか、週次において搬出日・搬出台数（量）を計画する。
- 5 汚泥搬出計画を変更する必要が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
- 6 脱水汚泥の搬出時、作業箇所付近の硫化水素濃度を測定すること。

(その他業務)

第17条 その他の業務の仕様については、次表を参照すること。

場所	業務名	参照別紙
熱海市浄水管理センター	(1) 放流水等化学的分析業務	別紙 1 1
	(2) 清掃業務	別紙 1 2
	(3) 電気工作物保安管理点検業務	別紙 1 3
	(4) 空調設備定期点検業務	別紙 1 4
	(5) 消防設備定期点検業務	別紙 1 5
	(6) 樹木等管理業務	別紙 1 6
	(7) 汚水ポンプ保守点検業務	別紙 1 7
	(8) 電話設備定期点検業務	別紙 1 8
	(9) 電気設備精密点検業務	別紙 1 9
	(10) ホイストクレーン定期点検業務	別紙 2 0
	(11) 計装監視設備点検業務	別紙 2 1
	(12) 活性炭交換業務（水処理）	別紙 2 2
	(13) 活性炭交換業務（汚泥処理）	別紙 2 3
	(14) 圧力容器自主点検業務	別紙 2 4
	(15) マンホールポンプ等仮設機材の試運転業務	別紙 2 5
	(16) 空調設備日常点検業務	別紙 2 6
伊豆山浜中継ポンプ場	(17) 電気工作物保安管理点検業務	別紙 2 8
	(18) 消防設備定期点検業務	別紙 1 5
	(19) 汚水ポンプ保守点検業務	別紙 2 7
	(20) 電気設備精密点検業務	別紙 3 1
	(21) 活性炭交換業務	別紙 2 9
	(22) 樹木等管理業務	別紙 1 6
南熱海中継ポンプ場	(23) 電気工作物保安管理点検業務	別紙 2 8
	(24) 消防設備定期点検業務	別紙 1 5
	(25) 汚水ポンプ保守点検業務	別紙 3 0
	(26) 電気設備精密点検業務	別紙 3 1
	(27) 活性炭交換業務	別紙 2 9
	(28) 樹木等管理業務	別紙 1 6
	(29) ホイストクレーン定期点検業務	別紙 2 0
南熱海幹線 中継施設	(30) 活性炭交換業務	別紙 2 9
	(31) 樹木等管理業務	別紙 1 6
寺山マンホールポンプ	(32) マンホールポンプ保守点検業務	別紙 3 2
共通	(33) スクリーンかす（し渣）処理業務	別紙 3 3

(遵守すべき要求水準)

第18条 遵守すべき水質、汚泥性状及び使用電力量等に関する要求水準は次に示すとおりとする。

放流水質等の基準

項目	目標値 (以下であること)	目標値達成率 (P I)	法定基準 (以下であること)
放流水質	BOD (mg/L)	5	60%以上 15
	SS (mg/L)	5	60%以上 最大50 (日間平均40)
	COD (mg/L)	10	60%以上 最大25 (日間平均20)
	大腸菌数(CFU/mL)	33	60%以上 800

※① 放流水質目標値達成率 (P I) = $\{(目標値遵守回数) \div (年間測定回数)\} \times 100$

② 年間測定回数は、計量証明事業所（第三者機関）の測定回数の合計とする。

脱水汚泥性状の基準

項目	目標値	目標値達成率 (P I)	遵守基準
脱水汚泥含水率	73%未満	60%以上	80%未満

※① 汚泥含水率の数値は、別紙8-1により行う汚泥精密試験による数値とする。

② 脱水汚泥目標値達成率 (P I) = $\{(目標値遵守回数) \div (年間測定回数)\} \times 100$

③ 年間測定回数は、別紙8-1により行う汚泥精密試験の測定回数の合計とする。

使用電力の基準（浄水管理センター）

項目	要求水準	
使用電力量	令和8年度	2,831,000kwh/年以下
	令和9年度	2,831,000kwh/年以下
契約電力	478 kW	(超過分は受託者の負担とする。)

（個人情報の取扱い）

第19条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務を処理するための個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

2 受託者は、業務に関して知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。この契約が終了、又は解除された後においても同様とするものとする。

- 3 受託者は、業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、紛失、改ざん及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。
- 4 受託者は、委託者の指示、又は承諾した場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 受託者は、委託者の指示、又は承諾した場合を除き、業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報が記録されている資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 6 受託者は、業務を行うため委託者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示した場合は、その指示に従うものとする。
- 7 受託者は、従事者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の保護に關し必要な事項を周知させなければならない。
- 8 委託者は、受託者が業務を行うにあたり、個人情報の取扱い状況について、調査、報告を求めることができるものとする。
- 9 受託者は、この規定に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知った場合は、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 10 委託者は、受託者がこの規定に違反していると認められる場合は、損害賠償の請求をすることができるものとする。

(経費の負担)

第20条 一般仕様書第71条に定める受託者が業務履行上負担すべき経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 受託業務に必要な事務備品類および事務用品類
- (2) 受託業務に必要な備品、生活用品及び消耗品類
- (3) 酸素濃度・硫化水素濃度測定器、植栽剪定器具、し渣保管容器
- (4) 点検および補修に必要な工具・測定器類（ただし、特殊工具、精密測定器類は除く）
- (5) 乾湿掃除機、簡易ポンプ、容器等の掃除備品類
- (6) 空気呼吸器、防毒マスク等の安全保護具類
- (7) 巡回点検車両及び車両維持に係る費用
- (8) 運転管理に必要な電話・FAXの設置工事費及び維持費
- (9) モップ、デッキブラシ、水切り、ワックス、ポリッシャー等の清掃用具器具類
- (10) 貸与品の定期点検、法定点検等の保守にかかる費用
- (11) 受託業務で発生した廃棄物の処分に係る費用
- (12) その他本業務を遂行するに必要とする一般的費用

(業務報告)

第21条 受託者は、委託者の指定する場所・時間において、業務の報告、進捗、以及其他必要事項を報告するものとする。

- 1 日常の運転管理におけるもの（必要の都度）

2 週の打ち合わせ（定例打ち合わせ）

次項に定める事項の週次報告

- ① 運転管理予定
- ② 運転管理日報
- ③ 水質分析日報及び汚泥処理日報
- ④ 保守点検記録
- ⑤ 環境整備記録
- ⑥ 不具合・異常等の報告及び対処記録
- ⑦ その他

3 月報報告（業務検査）

一般仕様書第32条及び特記仕様書第9条の定めに基づく報告、及び検査

以上